

気象警報発令時の対応について

米子松蔭高等学校

1 「特別警報」について

午前6時の時点で、米子市に発令されている場合は、その日を「臨時休校」とする。

2 「暴風警報」「暴風雪警報」について

(1) 午前6時の時点で、米子市に2の警報が発令されている場合は、「自宅待機」し、次のように行動する。

① 午前8時の時点で、米子市に2の警報の発令が継続している場合は、「臨時休校」とする。

② 午前8時の時点で、米子市における2の警報が解除された場合は、安全を確認して「登校」する。登校が難しい場合は、自宅に待機し、午前8時30分に学校（担任）に連絡し、その後の対応を相談する。

(2) 午前6時の時点で、米子市に2の警報が発令されていない場合は、

① 午前6時から午前8時の間に米子市に2の警報が発令された場合は、次のア～ウのように行動する。

ア 自宅にいる場合は「自宅待機」とする。

イ 登校中の場合は、各自で安全を考え「帰宅」あるいは「登校」する。

ウ 警報を知らずに登校した場合は「教職員の指示」に従う。

② 午前6時の時点で米子市には2の警報が発令されていないが、自分の住む地域または通学路に警報が発令されている場合は、次のア～ウのように行動する。

ア 保護者が安全を確認の上、登校は無理と判断した場合は、午前8時30分以降に学校（担任）へ連絡し、その後の対応を相談してください。

イ 遅刻、欠席の場合は公認扱いとします。

ウ 保護者が登校が可能と判断した場合は、十分に気を付けて登校する。

3 その他対応が必要な場合は、本校ホームページ及び緊急連絡メールでお知らせします。

(注1) 発令状況はテレビ・ラジオ・気象庁ウェブページで確認してください。

(注2) 登校後の警報については、安全を確認したうえで、下校を早めたり、遅らすことがあります。

(注3) 臨時休校で、授業が欠けた場合は補充を行うことがあります。

(注4) 臨時休校は、重大な災害による登下校上の危険回避が目的のため、生徒は自宅にて学習をしてください。また、必要に応じて、危険の無い範囲で家の手伝いをしてください。